

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.108

No.108 2018.1.19

■「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン(案)」に対する意見発表

厚労省「柔軟な働き方に関する検討会」が策定したガイドライン案に対し、日本労働弁護団は1月17日、棗幹事長名で意見を発表しました。

意見では、ガイドライン案が自営型テレワーカーを労働者ではないこと、そして労働基準法をはじめとする労働関係諸法規の適用を受けないこと（少なくともガイドライン案は適用の可能性について触れていません）を当然の前提としている点を批判しています。就労者が労働関係諸法規の適用を受けるかどうかは、当事者の自由な選択によるものではなく、就労実態に即して客観的に決定されるものです。

ガイドライン案は自宅以外の就労場所、成果物の作成又は労務の提供という就労内容や、仲介事業者を介する契約形態等広い就労形態を自営型テレワークに含めています。これらの就労者の就労の実態を無視して当然に労働関係諸法規の適用をしないかのようなガイドライン案は、既に横行している「業務請負」「業務委託」名下の契約形式を利用した労働者保護法令の潜脱を助長することになりうるばかりか、政府の推進するプラットフォームビジネスの下、労働者なのに労働法令保護の埒外に置かれる労働者を更に多く生み出しかねません。ガイドライン案は撤回されるべきであり、労務提供型の働き方をする就労者には労働関係諸法規を適用すべきです。意見書の全文は日本労働弁護団のHPからご覧いただけます。

■公開シンポジウム「公共交通空白地における交通手段確保とタクシー・バス事業が果たすべき役割」

1月18日、交通の安全と労働を考える市民会議の主催で表記シンポが開催されました。プラットフォームの代表格であるウーバーの国内参入が労働者に及ぼしうる影響は日本労働弁護団にとっても重大な関心事であり、棗幹事長をはじめ多くの会員が出席しました。多数の空白地の現場に足を運び、この問題に第一人者として取り組む加藤博和名大教授の講演はとても刺激的なものであり、公共交通空白地の問題解消には、電車・バス・タクシーの公共交通機関と市民による真剣な取り組みと主体的な関与が必要であることがわかるとともに、それによる問題解決の途があることも示されました。

空白地の交通手段確保は深刻な問題であり、プラットフォームはこれに対するひとつの解決策を示そうとしています。アプリひとつで問題が解消されるものではありませんが、他の「ソリューション」を示せなければ、空白地問題はプラットフォームビジネスによる参入の突破口となり、やがては大都市への参入そして多数の労働問題の発生につながりうるものです。労働分野に限られない多角的な視点と取り組みが必要であると痛感させられました。是非市民会議のHPで加藤先生の講演内容をご覧ください。

〔発信元〕

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790